

いちき串木野市立照島小学校いじめ防止基本方針

1 はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

学校のいじめ防止のための基本的な方針（以下「基本方針」という。）は、児童生徒の尊厳を保持する目的の下、市・教育委員会・学校・家庭・地域住民、その他の関係者の連携の下、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第13条の規定に基づき、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものである。

2 「いじめ」とは 【法第2条】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 「いじめ」に関する基本認識

- (1) いまだにいじめがひとつの要因として考えられる自死（尊い命が失われている状況）が続いていることを重く受け止める。
- (2) いじめについては「どの学校でも、どの子にも起こり得る」「ネット上のいじめなどで、ますます見えにくくなっている」「まだ気付いていないいじめがある」「1件でも多く解決する」との基本的認識をもち、無記名アンケート調査や個別面談など、児童の状況を把握する機会を定期的に設ける。
- (3) いじめの訴えがあった場合には、本人や保護者の心情を寄り添うとともに、その意向も最大限くみ取りながら、迅速に誠意ある対応を行う。
- (4) いじめを認知した場合には、いじめられている児童に対して、学校をあげて守り抜くことを伝え、保護者と十分に連携しながら、いじめの実態に応じた具体的な対応を行う。
- (5) いじめを行った児童に対しては、保護者の理解と協力を得ながら、いじめは人間として絶対に許されない行為であることを十分理解させるよう、根気強く毅然とした指導を徹底するとともに、深刻な事態を招く可能性があるとは判断される場合には、必要に応じ、警察との連携を図る。
- (6) 過去にいじめがあった事例については、該当児童のその後の状況を十分把握し、いじめが解消したと思われる事例についても継続的に支援する。
なお、いじめを行った児童がいじめられる側となる、あるいは、いじめられている児童がいじめを行う側となる可能性についても留意する。
- (7) いじめ問題について、年間を通して全員で取り組む契機となるように、学期始めの早い時期に「いじめ問題を考える週間」や「命を考える週間」等を設定し、命の大切さやいじめ問題を主題とした授業等を実施する。

また、児童会活動等を通じて、児童がいじめ問題に主体的に取り組むことができる

ようにする。

- (8) 新年度の学級編制や転入に伴う友人関係の変化に留意し、「いじめ対策必携」等を活用するなど、いじめの未然防止と早期発見・早期対応に努める。
- (9) 「いじめ防止対策推進法」の施行により、「いじめ」は法的にも絶対に許されることではないこと等を、児童はもとよりその保護者、地域に対しても十分周知し、学校、家庭、地域が一体となっていじめ未然防止に向けた取り組みを行い、いじめの根絶に努める。

4 いじめ対策の組織

(1) 学校内の組織

ア 心の教育推進委員会

毎月一回（心のふれあい委員会は每学期一回），職員会議後に，全教職員で問題傾向のある児童について，現状や指導についての情報交換及び共通理解・行動についての話し合いを行う。

イ いじめ対策委員会

- ・ いじめ防止に関する措置を実効的に行うため，每学期一回，校長，教頭，教務主任，生徒指導主任，学年代表，養護教諭，校長が指名する職員により話し合いを行う。
- ・ 緊急な生徒指導上の問題が発生したときに，校長，教頭，教務主任，生徒指導主任，養護教諭，該当学級担任，校長が指名する職員によって，対応について協議する。また，校長の判断により必要に応じて，心理・福祉・警察などに関する専門的な知識を有する者を参加させる。（SC，SSW，市福祉課，警察等）

(2) 家庭や地域，関係機関と連携した組織

ア 照島の子どもの教育を考える会

- ・ 学校や地域での子どもたちの様子について意見交換を行うことにより，実態を把握すると共に，学校と地域が一体となって指導や見守りを行う。参加者は，以下のとおりである。

校長，教頭，生徒指導主任，PTA生活部担当職員，地区まちづくり協議会長，地区女性部長，地区民生児童委員代表，地区青少年育成推進委員，地区補導部長，地区体育部長，各公民館補導部員，市主任児童委員，いちき串木野警察署，PTA三役，PTA生活部員

イ 拡大いじめ対策委員会

- ・ 緊急な生徒指導上の問題が発生した場合は，いじめ対策委員会を開催するが，状況によっては，拡大いじめ対策委員会を開催し，迅速な対応を行う。参加者は以下のとおりである。

校長，教頭，教務主任，生徒指導主任，学年代表，養護教諭，校長が指名する職員，学校運営協議会委員，教育委員会，市福祉課，警察署等

ウ 串木野中学校区小・中一貫教育推進協議会の活用

- ・ 串木野中学校区小・中一貫教育推進協議会を活用し，いじめの問題などを共有して，地域ぐるみで解決に取り組む。

5 いじめ防止に向けた全体計画・年間計画

照島小学校いじめ防止基本方針

学校教育目標：確かな学力を身につけ豊かな心とたくましく生きる力を備えた子どもの育成

<いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針>

(基本理念)
いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、また、他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

(学校及び職員の責務)
いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者や関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

(重点項目及び具体策)

- 1 学校教育全体をとおした指導
 - (1) 人間尊重の精神の涵養と態度の育成（命の尊さや人権を尊重する教育）
 - (2) 豊かな人間関係の構築（校内だけでなく他校種の子どもたちとも：養護学校、保育園）
 - (3) 校内指導体制の確立及び生徒指導の充実（心の教育推進委員会、その他）
 - (4) 危機管理意識の浸透
- 2 集団活動の推進と児童の主体性を生かした活動の工夫
 - (1) 縦割り班による活動及び豊かな体験活動の推進（サンドクラフト大会、海岸清掃等）
 - (2) 特別活動の工夫・充実（JRC加盟校としてボランティア精神の涵養と実践）
- 3 信頼関係の構築
 - (1) 児童の立場に立った共感的理解
 - (2) 計画的及び随時の教育相談体制の実施
 - (3) 児童とのふれあいの時間の確保、相談しやすい雰囲気づくり醸成
 - (4) 家庭や地域と、情報交換や各種行事等を通しての連携強化
- 4 教師の指導力の向上
 - (1) いじめ問題への深い認識と広い知識
 - (2) 一人一人の児童への積極的な関心及び関わり
 - (3) 早期発見のサインの熟知と観察力
 - (4) 集団内の人間関係の把握
 - (5) 「いじめ対策必携」の活用

<家庭との連携>

- ・ PTA総会・学級PTAの工夫
- ・ 学校・学級だよりの配布
- ・ 授業公開、学校行事の案内
- ・ 教育相談の実施
- ・ 教育講演会の実施
- ・ 家庭教育学級の実施
- ・ 相談機関・関係機関の紹介
- ・ 夜9時以降のノーマディア運動の取組

【いじめ対策委員会】

目的： いじめ問題への組織的な取組を推進する。
活動： 対策委員会を中心として、いじめ問題への取組について、教職員全体で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。対策委員会の具体的な活動として、年間計画の作成・実行・検証・修正等を行う。
構成： 管理職、生徒指導主任、学年主任、養護教諭、その他必要に応じて関係者及び外部専門家
開催： 定例の委員会は、学期に1回程度開催する。いじめの事案が発生した場合は、緊急会議を開催する。
備考： いじめ対策委員会での内容や事案に応じての対応については、職員会議で全職員に報告し、周知徹底させる。

<地域・関係機関等との連携>

- ・ 照島の子どもの教育を考える会
- ・ 公民館との連携
- ・ 民生児童委員との連携
- ・ 行事への招待、学校開放の推進
- ・ 学校保健委員会の充実
- ・ 福祉課、SC、SSWとの連携
- ・ 警察との連携
- ・ 串木野中学校区小・中一貫教育推進協議会との連携

【いじめの未然防止】

- ・ 学級経営の充実、分かる・できる授業の実践
- ・ 道徳教育の充実（道徳の授業の充実をはじめ、すべての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心を育てる。）
- ・ いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくり
- ・ 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動の推進
- ・ 教育相談体制の充実

【いじめの早期発見】

- ・ 児童の日常の言動や日記等から交友関係や悩みの把握
- ・ アンケート調査（校内人権週間、いじめ問題を考える週間、その他）及び教育相談の実施
- ・ 保護者や地域、関係機関との連携（保護者や地域からの情報及び教育相談体制の充実）
- ・ 職員研修の充実（いじめ防止及び人権感覚向上に関する資質の向上）

【いじめに対する措置】

- ・ いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた組織的対応の実施
- ・ 被害児童への支援、加害児童への指導、学級全体への指導、保護者との連携
- ・ 再発防止に向けた取組

月	計画及び評価	実態把握等	各教科・道徳・特別活動等	児童会活動	情報等に関連	教育相談	職員研修(変更有)
4	年間及び1学期の活動計画の検討 取組評価アンケートの作成		「いじめ問題を考える週間」 (授業の実施及び各種取組)	年間を通じたあいさつ運動	各教科における指導計画の確認	家庭訪問	学校基本方針の確認 生徒指導事例研修
5	実態に基づいた対応策の検討				(児童向け) 全体指導 (保護者向け) 啓発研修会	個別面談	具体的な対応の在り方 家庭との連携の在り方
6	取組評価アンケートの実施	(学校)いじめアンケート「学校たのしいと」SNSチェックシート (県)いじめアンケート	校内人権週間 (授業の実施及び各種取組)		携帯・ネット利用実態調査	保護者面談	生徒指導事例研修
8	取組評価アンケート集計、取組の検証 2学期の活動計画の検討						カウンセリングについて
9	実態に基づいた対応策の検討		「いじめ問題を考える週間」 (授業の実施及び各種取組)				
10							具体的な対応の在り方
11		(学校)いじめアンケート「学校たのしいと」SNSチェックシート	授業参観で道徳の授業の実施(かごしまの教育県民週間)				
12	取組評価アンケートの実施、集計 取組の検証		校内人権週間 (授業の実施及び各種取組)	いじめ防止標語作成	携帯・ネット利用実態調査	個別面談	生徒指導事例研修
1		(県)いじめアンケート					
2	取組評価アンケートの実施、集計						豊かな心の育成について
3	取組の検証 次年度活動計画案作成						

6 いじめ防止対策について

(1) 基本的な考え方

いじめはどの子供にも起こりうる、どの子供も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、児童の尊厳が守られ、児童をいじめに向かわせないための未然防止に、全ての教職員が取り組むことから始めていく必要がある。

未然防止の基本となるのは、児童が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていくことである。児童に集団の一員としての自覚や自信が育まれることにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土を児童自らが作り出していくものとなる。

(2) いじめ防止のための取組

ア 学校教育全体をととした指導

- ・ 人間尊重の精神の涵養と態度の育成（命の尊さや人権を尊重する教育）
- ・ 豊かな人間関係の構築（他校種：養護学校，保育園）
- ・ 校内指導体制の確立及び生徒指導の充実（心の教育推進委員会，その他）
- ・ 危機管理意識の浸透

イ 集団活動の推進と児童の主体性を生かした活動の工夫

- ・ 縦割り班による活動及び豊かな体験活動の推進（サンドクラフト大会，海岸清掃等）
- ・ 特別活動の工夫・充実（JRC加盟校としてボランティア精神の涵養と実践）

3 信頼関係の構築

- ・ 児童の立場に立った共感的理解
- ・ 計画的及び随時の教育相談体制の実施
- ・ 児童とのふれあいの時間の確保，相談しやすい雰囲気づくり醸成
- ・ 家庭や地域と，情報交換や各種行事等を通しての連携強化

4 教師の指導力の向上

- ・ いじめ問題への深い認識と広い知識
- ・ 一人一人の児童への積極的な関心及び関わり
- ・ 早期発見のサインの熟知と観察力
- ・ 集団内の人間関係の把握
- ・ 「いじめ対策必携」の活用

7 いじめの早期発見について

(1) 基本的な考え方

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、たとえささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確にかかわる。

さらに、日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に

児童の情報交換を行い、情報を共有に努める。

(2) 早期発見のための取組

ア 日頃からの児童の観察の充実

- ・ 子供とともに過ごす時間の確保（休み時間等）
- ・ 日記等での確認
- ・ 早期発見のためのチェックリストの活用（「いじめ対策必携」掲載のもの）

イ 計画的な教育相談の実施

- ・ 年3回（学期1回）は、全児童を対象とした教育相談を実施
- ・ 夏休みには、保護者も交えて実施

ウ 定期的なアンケートの実施

- ・ 年2回「いじめ実態調査」アンケートの実施と分析
- ・ 年2回「学校たのしいーと」「SNS チェックシート」の実施と分析

エ いじめ相談箱の設置

- ・ いつでも、だれでもいじめの通報ができるよう校内に「いじめ相談箱」を設置

オ 校内における相談体制の整備

- ・ 養護教諭や他の教職員を含めた全職員で相談を受ける態勢づくり
- ・ 学校外の相談員（市福祉課，S C，S S W）を活用した態勢づくり

カ 学校外の相談機関等の周知

- ・ 市福祉課保護係・家庭児童相談室 TEL 33-5620
- ・ その他の相談機関等
 - かがしま教育ホットライン 24 TEL 0120-783-574 0570-078310 099-294-2200
 - 県総合教育センター教育相談課 TEL 099-294-2200（面談は要予約）
 - 県総合教育センター特別支援教育研修課 TEL 099-294-2820（面談は要予約）
 - PTA すくすくライン（県PTA連合会） TEL 099-251-0309
 - 中央児童相談所 TEL 099-264-3003（面談は要予約）
 - 子ども・家庭 110 番 TEL 099-275-4152
 - こども総合療育センター TEL 099-265-2400（面談は要予約）
 - かがしま子ども・若者総合相談センター TEL 099-257-8230（面談は要予約）
 - 少年サポートセンター（ヤングテレフォン） TEL 099-252-7867
 - 精神保健福祉協議会（こころの電話） TEL 099-228-9566 099-228-9567
 - 県精神保健福祉センター TEL 099-218-4755（面談は要予約）
 - 思春期相談 TEL 099-218-4755
 - 鹿児島いのちの電話 TEL 099-250-7000
 - チャイルドライン（18歳までを対象） TEL 0120-99-7777
 - 子どもの人権 110 番（鹿児島地方法務局） TEL 0120-007-110

8 いじめに対する措置について

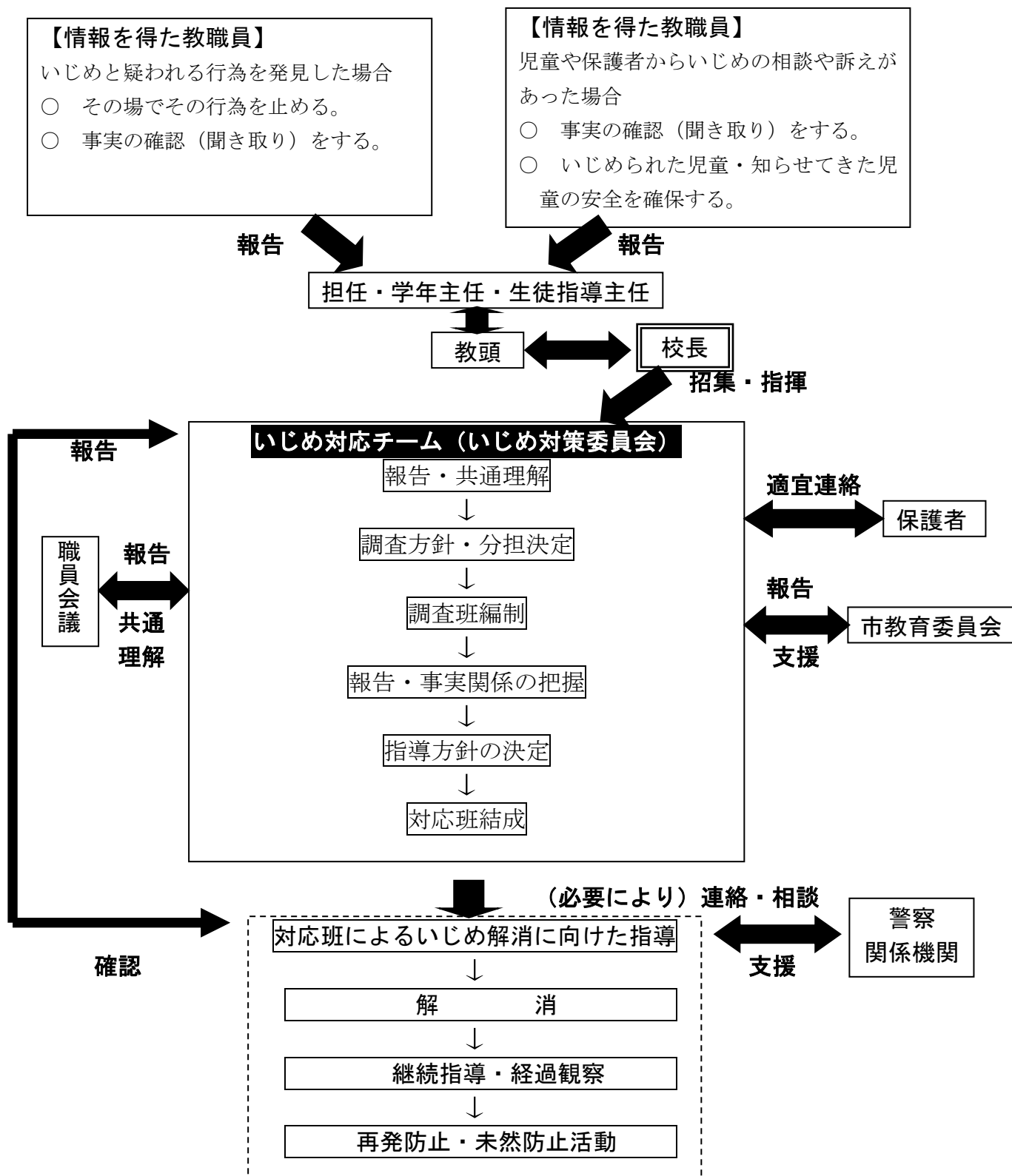
(1) 基本的な考え方

いじめを発見したり・いじめの通報を受けたりした場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、まずは被害児童を教職員一体となって全力で守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行うよう努める。

また、いじめ問題の対応については教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得

ながら、関係機関・専門機関等とも連携し、対応に当たる。

(2) いじめの発見・通報を受けたときの対応の流れ



(3) いじめられた児童・保護者への支援の在り方

ア 児童の個人情報等の取扱い等、プライバシーには十分に留意して対応を行う。

イ いじめられた児童から、事実関係の聴取を行う。

- ・ 「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高める

よう支援する。

ウ 家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。

- ・ いじめられた児童や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去する。
- ・ 事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該児童の見守りを行うなど、いじめられた児童の安全を確保する。

エ いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。

オ いじめられた児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるようにする。

- ・ 必要に応じて、いじめた児童を別室において指導するなど、いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。
- ・ 状況に応じて、心理や福祉等の専門家、教員経験者・警察官経験者など外部専門家の協力を得るなど、心のケアにも努める。

カ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払うとともに、折りに触れ必要な支援を行う。

(4) いじめた児童への指導、その保護者への助言の在り方

ア 個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して対応を行う。

イ いじめたとされる児童から事実関係の聴取を行う。

ウ いじめがあったことが確認された場合、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

エ 事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

オ いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。

カ いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

キ いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、さらに出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。

(5) いじめが起きた集団への働き掛け

ア いじめを見ていた児童に対して、自分の問題として捉えさせ、たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。

イ はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させるとともに、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるように指導する。

ウ 全ての児童が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団の育成に努める。

(6) ネット上のいじめへの対応

- ア ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、関係機関等との連携のもと、直ちに削除する措置をとる。
- イ 名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダに違法な情報発信停止を求めたり、情報を削除できるようになっているプロバイダに対して速やかに削除を求めたりするなど、必要な措置を講じる。
- ウ プロバイダへの措置をとるに当たり、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求める。
- オ 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し援助を求める。
- カ 県教育委員会が委託した民間の「学校ネットパトロール」団体による定期的なネットパトロールの状況報告を受け、児童及びその保護者へ対応する。

(7) 重大事態の発生と緊急対応

ア 重大事態の意味

「生命、心身又は財産に重大な被害」が生じた場合（法第 28 条第 1 項に係る事態）

- ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合
- ・ 総合的に判断し重大事態と判断した場合
- ・ 「相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている場合」

イ 重大事態への緊急対応

- 重大事態を認知した場合、市教育委員会に報告を行う。
- 以下に例示するような対応について、緊急対応策を策定しておき、チームを組織するなどして、市教育委員会と連携して全校体制で対応する。
 - ・ 事態の状況確認、情報収集、情報整理
 - ・ 児童の状況確認と支援・指導、児童・保護者・教職員の心のケア
 - ・ P T A ・警察等との連携
 - ・ 臨床心理相談員や S C などの緊急派遣等の人的支援の要請

(8) 学校における調査

法 28 条第 1 項の規定に基づき、重大事態に対応するとともに、再発防止に資することを目的として、事実関係を明確にするための調査を行う。

ア 調査の組織

いじめ対策委員会の構成員をチームに分けて調査を行い、連携を図って対応する。

イ 事実関係を明確にするための調査の実施

事実関係を網羅的に調査し、関係機関等との情報連携を図りながら、客観的な事実関係を速やかに調査する。

- ・ いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合、聴き取り調査を実施するなど、調査については十分な配慮を行い、インターネット上のプライベートに関する情報拡散・風評被害にも配慮する。
- ・ いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合（いじめられた児童が入院又は

意識不明等の病状や死亡した場合)、当該児童の保護者の要望・意見を聴取し、今後の調査について協議し、調査に着手する。児童生徒の自殺に直面した遺族の心情は、時間の経過とともに揺れ動くことも多いため、定期的なかかわりの中で、心情の変化にもしっかりと寄り添うよう配慮する。

(9) その他の留意事項

ア 心のケア

- ・ いじめられた児童及びその保護者はもちろんのこと、調査そのものが調査対象の児童や保護者に心的負担を与えることも考慮し、調査の実施と並行して、市教育委員会に臨床心理士やSCの派遣を依頼する。

イ 調査にあたっての説明等

- ・ いじめられた児童及び保護者に対しての調査方法や調査内容について、十分説明し、合意を得る。
- ・ 調査経過についても、適時・適切な方法で報告する。

ウ 調査対象の児童及び保護者に対して

- ・ 調査によって得られた結果については、分析・整理した上で、いじめられた児童及びその保護者に情報提供する旨を十分説明し、承諾を得ておく。

エ 報道取材等への対応

- ・ プライバシーへの配慮を十分に行い、事実に基づいた、正確で一貫した情報を提供するために、窓口を管理職に一本化し、市教育委員会と連携をとりながら対応する。

7 校内研修の充実

いじめ問題について、全ての教職員で共通理解を図るため、年間を通して職員研修を実施する。

また、教職員一人一人に様々なスキルや指導方法を身につけさせるなど教職員の指導力やいじめの認知能力を高めるための研修や、カウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を講師とした研修、具体的な事例研究等を計画的に実施する。

8 学校評価

学校評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、学校評価の目的を踏まえて行う。その際、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるよう、児童や地域の状況を十分踏まえた目標の設定や、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組む。

教員評価においても、いじめの問題を取り扱うに当たっては、いじめの問題に関する目標設定や目標への対応状況を評価し、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃からの児童理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等がなされたかを評価する。